

秘密保持契約書

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と、****（以下「乙」という。）とは、*****（以下「本件目的」という。）にあたり、秘密情報を開示する当事者（以下「開示当事者」という。）が秘密情報を受領する当事者（以下「受領当事者」という。）に対して開示する秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用する秘密情報とは、技術上、事業上およびその他一切の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。

一 受領当事者が開示当事者から本契約に係り開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料（書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物および電子メールを含む）に記録されたもの

二 受領当事者が開示当事者から本契約に係り開示された情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの

三 本件目的の存在事実および本契約の内容 **（NDAの締結を秘密とする場合）**

2 前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

一 受領当事者が開示当事者から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報

二 受領当事者が開示当事者から開示を受ける前に既に公知または公用となっている情報

三 受領当事者が開示当事者から開示を受けた後に、当事者の責によらず公知となった情報

四 受領当事者が開示当事者から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報

五 受領当事者が書面により開示当事者から事前の承諾を得た情報

六 受領当事者が開示当事者から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発した情報

（秘密保持）

第2条 契約当事者は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による開示当事者の事前の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 契約当事者は、秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令、判決、決定または命令により開示が要求された場合は、当該裁判所または行政機関に対し、本契約の内容およ

び秘密情報を開示・提供することができる。ただし、この場合、開示を要求された当該契約当事者は、裁判所等の命令が発令された旨を他の契約当事者に通知するとともに、開示・提供する秘密情報の範囲を必要最小限にとどめ、法令上可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 受領当事者は、開示当事者から開示された情報を本件目的のみに使用するものとし、開示当事者の事前の書面による同意なしに他の目的のために使用してはならないものとする。

(秘密情報の管理および義務)

第4条 受領当事者は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理するものとする。

2 受領当事者は、本件目的に携わる各々の従業員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該従業員が負うことにつき一切の責任を負う。

3 第2条第1項に基づき受領当事者が開示当事者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合も、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該第三者が負うことにつき一切の責任を負うものとし、当該第三者の義務違反につき責任を負うものとする。

(複製の制限)

第5条 受領当事者は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

(非保証)

第6条 開示当事者は、受領当事者に対し、開示した秘密情報に瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容およびその使用について一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

(発明等の取扱)

第7条 受領当事者が開示当事者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等をなしたときは、受領当事者は、直ちに開示当事者に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

(損害賠償等)

第8条 受領当事者は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、当該秘密情報の開示当事者に通知するものとし、開示当事者に対する損害賠償責任を負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、必要に応じて甲乙書面による合意の上、延長または短縮できるものとする。

(残存条項)

第10条 本契約の終了にかかわらず、第2条乃至第5条、第7条および第11条の規定は、本契約の終了の日から3年間有効に存続するものとし、第6条、第8条、第10条および第12条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(契約終了時の措置)

第11条 受領当事者は、本契約が終了した場合、開示当事者からの別段の指示がない限り、速やかに秘密情報の全て（複製物を含む）を返却または破棄するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

(以下、余白)

Confidential

本契約締結の証として、契約書正本2通を作成し、甲、乙それぞれが各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県つくば市大穂1番地1
甲 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
[締結権者名]

乙 ○○○○